

平成 20 年 8 月 11 日

小浜市公共工事請負契約における単品スライド条項の適用について

原油および建設資材の高騰により、鋼材類および燃料油等を使用する市発注公共工事について影響が今後懸念されることから、公共工事の品質確保と請負業者の負担軽減を図るため、小浜市工事請負契約約款第 25 条第 2 項(単品スライド条項)に基づく運用を定めたので、お知らせします。

1. 単品スライドの適用

(1) 「単品スライド」とは

市発注公共工事において、特別の要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

(2) 対象資材

各資材における価格変動の状況および工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の 2 資材を対象とします。

(3) 対象工事

施行日(8月11日)に継続中の工事および新たに契約する工事とします。
ただし、工期末の 2 ヶ月前までに請求した工事とします。

(4) 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、単品スライドの対象工事費の 1% を超える額を発注者が負担します。

また、単品スライドの対象工事費は、基本的には工事の請負契約額の総額としますが、適用日以前に部分払いの対象となった場合は、出来高部分に相当する請負金額を控除した額とします。

(5) その他

申請手続きおよび詳細については、工事発注担当課または総務部契約検査課までお問い合わせください。